メモ

住宅をお持ちの皆様へ

空き家になる前に備えをしましょう





パンフレットに関するお問合せは・・

東京都 都市整備局 住宅政策推進部 住宅政策課 〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 電話 03-5320-5056 (直通)





空き家を放置すると困ったことに・・

建物が倒壊する危険性があります

空き家は、人の手が入らず建物の傷みが進むことで、 破損や倒壊によって、周囲に危険を及ぼすおそれがあ ります。また、外部の人が侵入しやすくなり、放火や 犯罪の危険性が高まります。

維持管理にお金がかかります

空き家は、そのまま放置すると建物の傷みが激しく なり、その修繕や雑草の除去など多額の費用がかかる ことがあります。



空き家を放置すると、責任を問われることがあります

1

「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき、区 市町村から倒壊等の危険性があるとして空き家の除却など を勧告された場合、土地の固定資産税などの減額特例を受 けられなくなります。

さらに、勧告に係る措置をとるよう命令され、その命令に違反した場合は、50万円以下の過料に処せられたり、 行政の代執行により空き家が除却され、その費用が空き家 所有者に請求されます。 空き家の調査

特定空家に指定

助言•指導

対象から除外

命令に違反すると

1)政代執行

住宅はあなたの大切な財産です

空き家を適正に管理せずに放置し続けると、傷んでいくば かりか、近所の方々に迷惑を掛けることになります。

住宅はあなたの大切な財産です。売却、賃貸など、将来どうするか決まったときに困らないよう、適正に管理することが重要です。

適正に管理し、しっかり残す

建物は定期的に点検し、また建物内の換気や設備の点検、樹木の剪定、外壁の塗り替えなどを行うことも必要です。



見回り・換気・点検



樹木の剪定



外壁の塗り替え

これら空き家の 管理サービスを行う 企業もあります

and a

あなたの財産を積極的に活用しましょう!

空き家は売却したり、賃貸することで、収益を得ることが可能です。 空き家活用の例 また、解体して土地を活用したり、地域の交流施設等として活用したり する方法もあります。

売 却 賃 貸

売却することで収入が得られます。 また、次の所有者が使うことは資源の 社会的な有効活用につながります。

空き家をそのまま売却

不動産業者に依頼し、売買を行う ことが一般的です。信頼できる不動 産業者などに御相談ください。

なお、老朽化が進んだ建物の場合、 解体し、その後土地だけを売却する 方法のほか、土地代から解体費を差 し引いた金額により、土地と建物を まとめて売却する方法もあります。

空き家の発生を抑制するための特例措置 (空き家の譲渡所得に係る 3,000 万円の特別控除)

相続により生じた古い空き家又は 空き家を解体した跡地を譲渡した場 合、相続の開始の直前において、被 相続人が一人で居住していたなど、 一定の条件を満たせば、所得税の特 例措置の適用を受けられます。

詳しくは、管轄の税務署に御確認 ください。

3

賃貸することで愛着のある建物を残 すことができ、定期的な収入を得るこ ともできます。

空き家をそのまま賃貸

状態の良い空き家であれば、不 動産業者を通して、そのまま賃貸 することも可能です。状態が悪け れば、リフォームや耐震改修を行 う必要がありますが、物件により 対策が異なりますので、建築士等 専門家に御相談ください。

JTIの「マイホーム借上げ制度」

(一社)移住・住みかえ支援機構 (JTI)では、「マイホーム借上げ制度」を行っています。空き家になった建物をJTIが借り上げ、転貸する制度です。この制度では家賃保証がされるため、安定的な収入を確保しやすいものになっています。 詳しくはJTIやJTIの協賛事業者へ御相談ください。

(一社) 移住・住みかえ支援機構 連絡先: 03-5211-0757 受付時間: 9:00 ~ 17:00 (祝祭日・夏季休業・年末年始を除く)

解体

住宅として使用する予定がないとき、

空き家を解体し、土地を活用すること

で一定の収入を得ることができます。

空き家を地域に必要とされている施

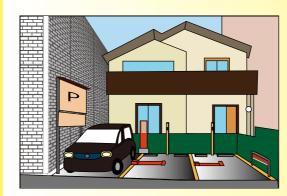
設として活用している例もあります。

地域への貢献

なお、建物の用途によっては、活用 するために必要な手続や工事を行わな ければならないこともありますので、 御注意ください。

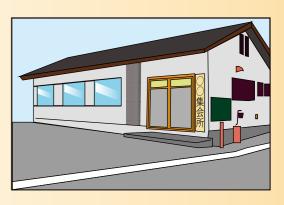
駐車場などとして活用

子供食堂として活用



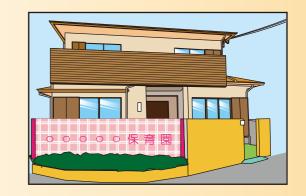
※空き家を解体し、住宅の敷地以外に活用すると、 固定資産税、都市計画税の住宅用地の特例措置(減 額措置)の適用が外れます。

地域の集会所として活用



家庭的保育・小規模保育施設として活用





4



空き家の Q&A

○1 実家を相続したけど、どこに相談したらいいの?

相続や売買などお困りの内容に応じて、左ページの専門家による相談窓口へまずはお問い合わせください。

Q2 所有者が長期入院などで不在になったとき、その家はどう やって管理すればいいの?

所有者の親族で管理を行うことを検討しましょう。定期的な換気、郵便物の確認、ごみの不法投棄の有無、雨漏りや外壁の剝がれ、敷地内の植栽などの確認を行う必要があります。

親族で建物の管理ができない場合、民間企業やNPO等が行っている空き家管理サービス(有料)を利用し、建物の管理を委託することも可能です。

家で異変があったときに備えて、隣近所と連絡を取り合える関係を築いておくことも大切です。

空き家をリフォームするのにどのくらい費用がかかるのか分からない

リフォーム内容や査定する企業によって費用が変わってきます。 複数のリフォーム会社から見積りを取り、適正な価格を知ることが大切です。

24 将来、自分たちがいなくなった後、この家はどうしたらいいか心配

家財の整理を日頃から進めておくことが大事です。また、空き家になるきっかけは「施設入所」や「相続」などが多いため、左のページの専門家に相談するなどして、土地や建物の権利関係を確認したり、遺言を作成したり、元気なうちに御家族と話し合ったりしておくことが大事です。」

6

空き家をどうしたらいいの・・・?

まずは相談を! ~ 専門家による相談窓口 ~

東京都と協定を締結した専門家団体、金融機関では、都内に空き家を 所有・管理されている皆様からの相談に応じる窓口を設置しています。

相続、成年後見・財産管理、契約、紛争の解決に関すること

東京弁護士会/第一東京弁護士会/第二東京弁護士会

【東京三弁護士会空き家相談窓口】 電 話 0570-087837 受付時間 月~金 10:00~12:00、13:00 ~16:00 (祝休日、年末年始を除く。)

売買や賃貸に関すること

(公社) 東京都宅地建物取引業協会 (不動産相談所)

電 話 03-3264-8000 受付時間 月〜金 10:00〜15:00 (祝休日及び年末年始など協会休業日を除く。)

(公社)全日本不動産協会東京都本部

((一社) 東京都不動産協会新宿相談室)

電 話 03-5338-0370 受付時間 月~金 13:00~16:00 (祝休日及び年末年始など協会休業日を除く。)

不動産の価値判断と有効活用について

(公社) 東京都不動産鑑定士協会

電話 03-5472-1120 問合せ時間 月~金 9:00~17:00 (祝休日、年末年始を除く。) 相談時間 第1・3水曜日(1月・5月の第1 水曜日を除く。また該当日が祝祭日となる場合は翌日)13時から開催の不動産無料相談会に原則来会のこと(当日受付12:30~15:30)。

税金に関すること

東京税理士会(納税者支援センター)

電 話 03-3356-7137 受付時間 月~金 10:00~12:00、13:00 ~15:30 (祝休日、年末年始等を除く。)

有効活用や融資、資産継承・遺言信託等に 関すること

みずほ信託銀行

電 話 0120-032-620 受付時間 月〜金 9:00〜17:00 (祝休日、年末年始を除く。)

相続・登記、財産管理、成年後見等に関する

東京司法書士会

電 話 03-3353-2700 受付時間 月〜金 10:00〜15:45 (祝休日、年末年始を除く。)

利活用の調査や建築に関すること

(一社) 東京建築士会

電 話 03-3536-7711 問合せ時間 月〜金 10:00〜17:00 (祝休日、年末年始を除く。) 相談時間 問合せの上、月曜日開催の相談会に 原則来訪のこと。

(一社) 東京都建築士事務所協会

電 話 03-3203-2601 問合せ時間 月〜金 9:00〜12:00、13:00 〜17:00 (祝休日、年末年始を除く。) 相談時間 問合せの上、水曜日開催の建築相談 に原則来会のこと。

登記・敷地境界に関すること

東京土地家屋調査士会

電 話 03-3295-0587 予約時間 月~金 9:00~17:00 (祝休日、年末年始を除く。) 相談時間 事前予約の上、調整した日時に原則 来訪のこと。

所有者と相続人の調査確認、資産の有効活 用や手続に関すること

東京都行政書士会

電 話 03-5489-2411 受付時間 月〜金 12:30〜16:30 (祝休日、年末年始を除く。)

> 御相談は 各種専門家に お任せください

5

